

魚津市地域防災計画 追録加除整理一覧表

追録の加除整理が終わったら、必ず改定日と加除整理の年月日把这个表に記入してください。

追録号数	改定日	加除整理	整理者印
第 1 号	平成 23 年 8 月 1 日	平成 23 年 9 月 17 日	
第 2 号	平成 25 年 2 月 20 日	平成 25 年 4 月 1 日	
第 3 号	平成 26 年 2 月 18 日	平成 26 年 4 月 1 日	
第 4 号	平成 27 年 2 月 23 日	平成 27 年 4 月 1 日	
第 5 号	平成 28 年 2 月 19 日	平成 28 年 4 月 1 日	
第 6 号	平成 29 年 2 月 15 日	平成 29 年 4 月 1 日	
第 7 号	平成 30 年 2 月 22 日	平成 30 年 4 月 1 日	
第 8 号	平成 31 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日	
第 9 号	令和 元年 9 月 30 日	令和 元年 9 月 30 日	
第 10 号	年 月 日	年 月 日	
第 11 号	年 月 日	年 月 日	
第 12 号	年 月 日	年 月 日	
第 13 号	年 月 日	年 月 日	
第 14 号	年 月 日	年 月 日	
第 15 号	年 月 日	年 月 日	
第 16 号	年 月 日	年 月 日	
第 17 号	年 月 日	年 月 日	
第 18 号	年 月 日	年 月 日	
第 19 号	年 月 日	年 月 日	
第 20 号	年 月 日	年 月 日	

魚津市地域防災計画 追録加除整理一覧表

追録号数	改 定 日	加 除 整 理	整 理 者 印
第 21 号	年 月 日	年 月 日	
第 22 号	年 月 日	年 月 日	
第 23 号	年 月 日	年 月 日	
第 24 号	年 月 日	年 月 日	
第 25 号	年 月 日	年 月 日	
第 26 号	年 月 日	年 月 日	
第 27 号	年 月 日	年 月 日	
第 28 号	年 月 日	年 月 日	
第 29 号	年 月 日	年 月 日	
第 30 号	年 月 日	年 月 日	
第 31 号	年 月 日	年 月 日	
第 32 号	年 月 日	年 月 日	
第 33 号	年 月 日	年 月 日	
第 34 号	年 月 日	年 月 日	
第 35 号	年 月 日	年 月 日	
第 36 号	年 月 日	年 月 日	
第 37 号	年 月 日	年 月 日	
第 38 号	年 月 日	年 月 日	
第 39 号	年 月 日	年 月 日	
第 40 号	年 月 日	年 月 日	

5 浸水想定区域

(1) 浸水想定区域内の施設等の公表

市域に水防法第14条一第14条の3による浸水想定区域の指定があった場合、当該浸水想定区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称、所在地について、地域防災計画に定めるとともに、住民へ周知を図る。なお、水防法にはこれらの施設の明確な要件が示されていないため、地下街等及び要配慮者利用施設については、次のとおり位置付ける。

A 地下街等（該当施設なし）

消防法施行規則（昭和36年自治省令6号）第12条第8項に掲げる次の施設

- ① 延べ面積が千平方メートル以上の地下街
- ② 地階の床面積の合計が五千平方メートル以上の防火対象物

B 要配慮者利用施設（資料5-1 高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上配慮を要する者が利用する施設）

- ① 病院、診療所（入院施設があるものに限る。）
- ② 高齢者施設、児童福祉施設、障害者施設等

（具体的な施設の種類は、次のとおりとする。）

高齢者施設	特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、地域密着型通所介護事業所、通所介護事業所、短期入所生活介護、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型グループホーム、通所リハビリステーション
児童福祉施設	認可保育所、幼保連携型認定こども園、児童センター、児童発達支援センター、病児病後児保育事業所
障害者施設	生活介護事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者支援施設、共同生活援助事業所（グループホーム）、短期入所施設、放課後等デイサービス事業所

- ③ 幼稚園又は特別支援学校

(2) 水位情報の伝達方法（資料5-2 高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上配慮を要する者が利用する施設への情報伝達）

市は、地域防災計画において定めた浸水想定区域内の地下街等又は主として要配慮者が利用する施設について、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう水位情報（避難判断水位到達情報）の伝達方法を定める。

*市域の水位周知河川（早月川、角川、鴨川、片貝川、布施川）

(3) 避難確保計画

浸水想定区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）の所有者又は管理者は、単独又は共同して作成して、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、次に掲げる事項を記載した避難確保計画を作成し、市に報告するとともに、公表しなければならない。

- 1 洪水時の防災体制に関する事項
- 2 利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項
- 3 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 4 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 5 利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

6 災害危険区域等

(1) 土地利用に関する規制、誘導

県では、法令に基づき溢水、たん水、高潮等による災害の危険のある土地及び水源をかん養し、土砂の流出を防ぐなどのために保存する必要がある土地の区域については、市街化調整区域に指定する等により、市街化を抑制することとしており、市は、県と連携し、被害の拡大を防ぎ、安全な都市環境の形成を誘導するため、土地の合理的な利用を図る。

(2) 災害危険区域

県は、急傾斜地崩壊危険区域等を災害危険区域として指定し、建築基準法に基づいてその区域内における居住の用に供する建築物の建築行為の禁止又は制限を行う。

また、建築基準法第40条に基づく条例の規定により、がけ付近の建築物について、がけから一定の水平距離を保つよう制限することとなっており、市は、これらの制限を受ける住宅を対象に、※がけ地近接等危険住宅移転事業による所要の援助を行い、移転の推進を図る。

※がけ地近接等危険住宅移転事業 災害の未然防止を図るため、がけ地の崩壊等による自然災害の高いおそれの土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援する。

対象区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第39条第1項又は第40条に基づく条例により建築が制限される区域 ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき指定された土砂災害特別警戒区域
採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行った住宅 ・ 事業計画に基づく移転であること ・ 急傾斜地崩壊危険区域では原則として10戸未満の集落
補助内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険住宅の除去等に要する経費（除去費等） ・ 危険住宅に代わる住宅の建設または購入（これに必要な土地の購入を含む）をするために要する資金を金融機関から借入れた場合において当該借入金利子に相当する経費（建物助成費）

第7節 広報

関係各部

災害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、災害応急対策の活動状況や各種生活情報を迅速かつ的確に周知する。

情報の提供にあたっては、避難行動要支援者に十分配慮するとともに、災害により孤立する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるように必要な体制の整備を図る。

具体的な施策については、第2編第2章第7節「広報」に準じる。

第8節 災害時の放送

企画総務部

市、県及び報道機関等は、防災気象情報、避難情報の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確に提供する。

具体的な施策については、第2編第2章第8節「災害時の放送」に準じる。

第9節 避難勧告・避難指示（緊急）・避難準備・高齢者等避難開始

本部室 関係各部

災害により、人命の保護又は被害拡大の防止のため必要と認められる場合は、市民に対して適切に避難勧告又は指示（緊急）を行うとともに、市民が安全かつ迅速に避難できるよう避難所への円滑な誘導に努める。特に、風水害はその特性により、事前の災害発生がある程度予測できることから、迅速かつ適切な避難勧告・指示を行うことで被害の軽減を図ることが可能である。避難指示等の発令は、「魚津市防災タイムライン」に沿って行うとともに、避難行動をわかりやすくするために「警戒レベル」を加えて伝達することとする。なお、避難誘導にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者の避難を優先して行う。

具体的な施策については、第2編第2章第9節「避難勧告・指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始」に準じる。

第10節 避難所の開設及び運営

教育部 民生部 関係各部

災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために避難所の設置が必要なときは、速やかに開設する。

避難所の運営は、避難所管理者、施設管理者、自治会・町内会、自主防災組織、ボランティア等を中心とした避難所管理チームが自主的に行うことを原則とする。運営の際は、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア、男女の視点の違いに十分配慮する。

具体的な施策については、第2編第2章第10節「避難所の開設及び運営」に準じる。

第11節 避難行動要支援者の安全確保

民生部 教育部 関係各部

災害時に自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていくものとする。特に、災害が発生するおそれのある気象予報や警報が発令された場合を想定し、あらかじめ地域との協働により、要配慮者の避難訓練を実施する必要がある。そのため、市は、地域住民、関係団体、社会福祉施設、医療施設等と平常時からの連携のもと支援を行う。

具体的な施策については、第2編第2章第11節「避難行動要支援者の安全確保」に準じる。

第12節 災害ボランティアとの連携

民生部、企画総務部

大規模な災害が発生した場合、被災地の復興には、行政機関及び防災関係機関、事業所、市民の応急活動だけでは、対応が十分にできないことが想定されるため、災害ボランティアの役割は重要である。このため、ボランティアが被災現場で円滑に支援、救援等の活動を行うことができるよう体制の整備を図る。

ボランティアの受入れに際しては、その知識、技能が活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供する等その支援に努める。

具体的な施策については、第2編第2章第12節「災害ボランティアとの連携」に準じる。

火災	火災警報が発令されたとき	コールサイン こちらは、消防本部です。 ただいま、火災警報が発令されました。 空気が大変乾燥していますので、火の元には十分注意してください。 (繰り返す)
	火災警報が解除されたとき	コールサイン こちらは、消防本部です。 先ほどの火災警報は解除されました。 引き続き、火の元に注意してください。 (繰り返す)

2 その他の広報

河川 災害	警戒レベル3	避難準備・ 高齢者等避難開始 を発令したとき	緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難開始（繰り返す） こちらは、魚津市です。 △△地区に洪水に関する警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。＊＊避難所を開設しましたので、お年寄りの方など避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。 それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと感じましたら早めに避難してください。 (繰り返す)
	警戒レベル4	避難勧告 を発令したとき	緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始（繰り返す） こちらは、魚津市です。 △△地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。速やかに＊＊避難所に全員避難を開始してください。 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。 (繰り返す)
		避難指示（緊急） を発令したとき	緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難（繰り返す） こちらは、魚津市です。 △△地区に洪水に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。 〇〇川の水位が堤防を越えるおそれがあります。未だ避難できていない方は、至急、＊＊避難所に避難を開始してください。 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。 (繰り返す)
	警戒レベル5	災害発生情報 を発令したとき	緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。（繰り返す） こちらは、魚津市です。 △△地区に洪水に関する警戒レベル5、災害発生情報を発令しました。 〇〇川の堤防から水があふれだしました。△△区で避難中の方は、大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに避難してください。 (繰り返す)

土砂 災害	警戒レベル 3	避難準備・ 高齢者等避難開始 を発令したとき	緊急放送、緊急放送、警戒レベル 3、高齢者等避難開始（繰り返し） こちらは、魚津市です。 △△地区に土砂災害に関する警戒レベル 3、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。 土砂災害の危険性が高まることが予想されます。＊＊避難所を開設しましたので、お年寄りの方など避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。 それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと感じましたら早めに避難してください。 （繰り返し）
	警戒レベル 4	避難勧告 を発令したとき	緊急放送、緊急放送、警戒レベル 4、避難開始（繰り返し） こちらは、魚津市です。 △△地区に土砂災害に関する警戒レベル 4、避難勧告を発令しました。 土砂災害の危険が高まっています。速やかに＊＊避難所に全員避難を開始してください。 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難してください。 （繰り返し）
		避難指示（緊急） を発令したとき	緊急放送、緊急放送、警戒レベル 4、直ちに避難（繰り返し） こちらは、魚津市です。 △△地区に土砂災害に関する警戒レベル 4、避難指示を発令しました。 土砂災害の危険性が極めて高まっています。未だ避難できていない方は、至急、＊＊避難所に避難を開始してください。 避難場所への避難に限らず、近くの安全な場所に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難してください。 （繰り返し）
	警戒レベル 5	災害発生情報 を発令したとき	緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル 5、命を守る最善の行動をとってください。（繰り返し） こちらは、魚津市です。 △△地区に土砂災害に関する警戒レベル 5、災害発生情報を発令しました。 △△地区で土砂災害の発生が確認されました。大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難してください。 （繰り返し）

3-7 防災関連ホームページ

気象情報

- ◆富山防災WEB（富山県） <http://www.bousai.pref.toyama.jp>
- ◆富山県雨量・水位情報（富山県） <http://www.ameinfo-toyama.jp/>
- ◆川の防災情報（国土交通省） <http://www.river.go.jp/>
- ◆防災ネット富山（富山河川国道事務所） <http://www.palette.go.jp/bousainet/>
- ◆防災気象情報（気象庁） <https://www.jma.go.jp/jma/menu/flash.html>
- ◆富山地方気象台 <https://www.jma-net.go.jp/toyama/index.html>
- ◆富山県土砂災害警戒情報支援システム（富山県） <http://www.sabo.pref.toyama.lg.jp/>
- ◆富山県冬期道路情報（富山県） <http://www.toyama-douro.toyama.toyama.jp/>

災害用伝言ダイヤル情報

- ◆NTT西日本 <http://www.ntt-west.co.jp/dengon/>
 ※「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言の録音・再生を行う。

携帯電話による災害用伝言板サービス情報

- ◆NTTドコモ
 利用方法等 http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/disaster_board/index.html
 ・「iMenu」のトップメニュー → 「災害用安否確認」
 ・スマートフォンの場合は、dメニューまたはドコモサイトから災害用伝言版を選択
- ◆au
 利用方法等 http://www.au.kddi.com/notice/saigai_dengon/index.html
 ・「ezweb」のトップメニュー → 「災害用伝言板」
 ・スマートフォンの場合は、災害用アプリのインストールが必要
- ◆ソフトバンク
 利用方法等 <http://mb.softbank.jp/mb/service/dengon/>
 ・「Yahoo!ケータイ」のトップ → 「災害用伝言板」
 ・スマートフォンの場合は、災害用アプリのインストールが必要
- ◆その他スマートフォン
 利用方法等
 ・Android OS →Google Play で「災害用伝言板」アプリを検索し、インストール
 ・iOS →iTunes で「災害用伝言板」アプリを検索し、インストール
- ◆NTT西日本（災害用ブロードバンド伝言板）
 利用方法等 <http://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/>
 ・<https://www.web171.jp>

3-8 災害時優先電話

災害により被災地へ電話が殺到した場合、一般の電話は繋がりにくくなるが、「災害時優先電話」から発信された電話は、優先的に接続される。

(通常着信で使用している電話番号のみ記載)

番号	設置場所	電話番号
1	道下保育園	0765(23)9179
2	松倉保育園	0765(33)8008
3	西布施保育園	0765(31)9016
4	星の杜小学校	0765(22)1042
5	上中島小学校	0765(22)2373
6	松倉小学校	0765(33)9303
7	よつば小学校	0765(22)5666
8	道下小学校	0765(22)0441
9	経田小学校	0765(22)1117
10	村木公民館	0765(24)2478
11	松倉公民館	0765(33)9301
12	上中島公民館	0765(22)0373
14	上野方公民館	0765(22)0368
15	加積公民館	0765(24)4440
16	本江公民館	0765(22)0030
17	片貝公民館	0765(32)8203
18	西布施地域活性化センター	0765(31)7305
19	福祉センター百楽荘	0765(24)3241
20	新川学びの森天神山交流館	0765(31)7001
21	魚津市総合体育館	0765(22)1263
22	魚津市浄化センター	0765(22)1613
23	上下水道局横枕管理室	0765(24)7102

上記以外に、東部中学校、西部中学校、清流小学校、教育委員会、魚津水族館、魚津市地域協働課、富山県東部消防組合消防本部で公開されていない番号がある。

4 避難等に関する資料

4-1 市指定緊急避難場所、指定避難所

●災害対策基本法第49条の4、災害対策基本法施行令第20条の3～5、災害対策基本法施行規則第1条の3～6に基づく指定緊急避難場所及び災害対策基本法第49条の7、災害対策基本法施行令第20条の6に基づく指定避難所を基準に基づき指定する。

① 指定緊急避難場所・・・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所。

② 指定避難所・・・災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。

【○】…使用可能 【×】…使用できない 【-】…災害該当区域外

●指定避難所における収容人員：屋内施設の有効床面積÷(3.3㎡×0.5)×70%(スペース)

1人当たり：2.36㎡(共有スペース含む)

地区	施設名称	所在地	指定避難所		海拔 (m)	指定緊急避難場所						備考 ※3
			指定の有無	収容人員		大規模 火災	洪水		土砂 災害	地震	津波	
							計画規模 ※1	想定最大規模 ※2				
大町	旧大町小学校	本町1-10-39	○	948	4.0	○ グランド	○	○ 2階以上	-	○	○	洪水浸水深0.5～3.0m
	大町公民館	本町1-1-10	○	188	2.0	×	○ 2階以上	○ 2階以上	-	○	○ 2階以上	洪水浸水深0.5～3.0m 津波浸水深0.5～1.0m
村木	村木公民館	村木町1-21	○	946	9.0	○ グランド	○	○ 2階以上	-	○	○	洪水浸水深0.5～3.0m
	港町公園	火の宮町701	×	-	3.9	○	×	×	-	×	×	
	村木公園	火の宮町1603	×	-	6.0	○	×	×	-	×	×	
	道下公園	緑町109	×	-	10.4	○	×	×	-	×	×	
下中島	星の杜小学校	住吉203	○	623	7.0	○ グランド	○	○ 2階以上	-	○	○	洪水浸水深0.5～3.0m
	下中島公民館	慶野172-2	○	76	11.0	×	○	○	-	○	-	
	新川文化ホール	宮津110	○	512	8.0	○ 屋外	○ 2階以上	○ 2階以上	○	○	-	洪水浸水深3.0～5.0m
	北陸職業能力開発大学校	川縁1289-1	○	270	30.0	○ 屋外	○	○ 2階以上	-	○	-	洪水浸水深0.5～3.0m
	住吉公園	住吉3129	×	-	4.0	○	×	×	-	×	×	
	魚津総合公園	三ヶ1605	×	-	8.9	○	×	×	-	×	×	
	早月川緑地公園	吉野地先	×	-	57.0	○	×	×	-	×	×	
上中島	旧上中島小学校	吉野1263	○	481	55.0	○ グランド	○	○	○	○	-	
	上中島多目的交流センター	下椿8	○	233	98.0	○ 屋外	○	○	○	○	-	
松倉	旧松倉小学校	鹿熊11	○	492	54.0	○ グランド	○	○ 3階以上	○	○	-	洪水浸水深3.0～5.0m
	松倉保育園	金山谷2899-2	○	81	32.0	×	○	×	○	○	-	洪水浸水深0.5～3.0m
	坪野山村広場	坪野1884	×	-	271.0	○	-	-	×	×	-	
	旧白倉小学校グラウンド	鉢1537	×	-	187.0	○	-	-	×	×	-	
	とみり1号開発広場	観音堂1637-3	×	-	32.0	○	×	×	-	×	-	
上野方	旧上野方小学校	大海寺野1373	○	593	90.0	○ グランド	○	○	○	○	-	
	上野方公民館	大海寺野1370	○	100	84.0	×	○	○	○	○	-	
	桃山運動公園	出字桃山36	○	652	175.0	○ 屋外	○	○	○	○	-	
本江	よつば小学校	本江1041	○	1146	19.0	○ グランド	○	○ 2階以上	-	○	○	洪水浸水深0.5～3.0m
	西部中学校	友道212	○	1699	10.0	○ グランド	○	○ 2階以上	-	○	○	洪水浸水深0.5～3.0m

資料編 4 避難等に関する資料

地区	施設名称	所在地	指定避難所		海拔 (m)	指定緊急避難場所						備考 ※3
			指定の有無	収容人員		大規模 火災	洪水		土砂 災害	地震	津波	
							計画規模 ※1	想定最大規模 ※2				
本江	本江公民館	友道1401	○	137	16.0	×	○	○	-	○	○	
	総合体育館	本江3311	○	935	33.0	○ グランド	○	○ 2階以上	-	○	-	洪水浸水深0.5~3.0m
	新金屋公園	新金屋1-1305	×	-	14.6	○	×	×	-	×	-	
	下村木2号公園	新金屋1-701	×	-	13.8	○	×	×	-	×	-	
片貝	片貝公民館	島尻818	○	546	157.0	○ グランド	○ 2階以上	○ 2階以上	○	○	-	洪水浸水深0.5~3.0m
	旧片貝公民館	島尻1535	○	114	156.0	×	○	○ 2階以上	○	○	-	洪水浸水深0.5~3.0m
加積	清流小学校	吉島432	○	942	40.0	○ グランド	○	○ 2階以上	○	○	-	洪水浸水深0.5~3.0m
	東部中学校	吉島1934	○	1760	23.0	○ グランド	○	○ 2階以上	-	○	-	洪水浸水深0.5~3.0m
	農村環境改善センター	六郎丸1062	○	269	48.0	○ 屋外	○	○ 2階以上	○	○	-	洪水浸水深0.5~3.0m
	魚津高校	吉島945	○	2591	23.0	○ グランド	○	○ 2階以上	-	○	-	洪水浸水深0.5~3.0m
	新川高校	吉島1350	○	1856	44.0	○ グランド	○	○ 2階以上	○	○	-	洪水浸水深0.5~3.0m
	吉島1号公園	吉島2-801	×	-	25.0	○	×	×	-	×	-	
	上村木公園	上村木1-503	×	-	19.9	○	×	×	-	×	-	
	上村木2号公園	新金屋2-1302	×	-	20.0	○	×	×	-	×	-	
	上村木3号公園	上村木2-1201	×	-	24.0	○	×	×	-	×	-	
道下	道下小学校	北鬼江2741	○	922	12.0	○ グランド	○	○ 2階以上	-	○	○	洪水浸水深0.5~3.0m
	道下公民館	北鬼江2-14-15	○	127	13.0	×	○	○	-	○	○	
	ありそドーム	北鬼江2898-3	○	1740	8.0	○ 屋外	○	○	-	○	○	
	市役所前公園	釈迦堂1-1001	×	-	19.3	○	×	×	-	×	×	
	本新1号公園	本新町1706	×	-	12.2	○	×	×	-	×	×	
	北鬼江1号公園	北鬼江2-705	×	-	14.3	○	×	×	-	×	×	
	北鬼江2号公園	北鬼江2-1803	×	-	12.6	○	×	×	-	×	×	
経田	経田小学校	浜経田665-3	○	786	7.0	○ グランド	○	○ 2階以上	-	○	○	洪水浸水深0.5~3.0m
	経田公民館	浜経田466	○	179	7.0	×	○	○	-	○	○	
	魚津工業高校	浜経田3338	○	1721	5.0	○ グランド	○ 2階以上	○ 3階以上	-	○	○	洪水浸水深3.0~5.0m
	江口農村広場	西尾崎地先	×	-	33.0	○	×	×	-	×	-	
天神	新川学びの森天神山交流館	天神野新147-1	○	1962	100.0	○ 屋外	○	○	○	○	-	
	天神公民館	天神野新220	○	299	81.0	○ グランド	○	○	○	○	-	
	新川みどり野高校	木下新144	○	1392	10.0	○ グランド	○	○ 2階以上	-	○	-	洪水浸水深0.5~3.0m
	天神山野球場	小川寺5995	×	-	105.0	○	×	×	-	×	-	
	川の瀬公園	東尾崎5497-62	×	-	22.0	○	×	×	-	×	-	
西布施	西布施地域活性化センター	長引野1290-3	○	270	67.0	○ グランド	○	○	○	○	-	グランド土砂災害警戒区域内

※1 魚津市が平成20年3月時点で公表した洪水ハザードマップに基づく大雨（50年確率）によって洪水が発生した場合

※2 魚津市が令和元年10月時点で公表した洪水ハザードマップに基づく大雨（1000年確率）によって洪水が発生した場合

※3 洪水浸水深は想定最大規模

令和元年9月現在

5 要配慮者利用施設に関する資料

5-1 高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上配慮を要する者が利用する施設

No.	施設名称	所在地	電話番号	危険要因							
				河川名					洪水想定 浸水深 (m)	土砂災 害危険 箇所等	津波想定 浸水深 (呉羽山 断層帯: 海岸保全 施設なし) (m)
				早月 川	角 川	鴨 川	片 貝 川	布 施 川			
1	上口保育園	上口 1-3-20	22-1378	○	○				0.5~3.0		0.5以下
2	魚津保育園	本町 1-4-9	22-0469		○				0.5~3.0		0
3	魚津市身体障害者 デイサービスセンター	本町 1-4-32	22-1250		○	○	○		0.5~3.0		0
4	大町幼稚園	本町 1-10-39	23-9174		○				0.5~3.0		0
5	小規模多機能型居宅 介護事業所「小津の里」	本町 2-8-12	24-6111		○	○	○		0.5~3.0		0
6	デイケアステーション かがやき	新角川 1-8-4	22-1262		○	○	○		3.0~5.0		0
7	川原保育園	双葉町 4-3	22-0543			○	○		0.5~3.0		0
8	道下保育園	緑町 1-30	23-9179			○	○		0~0.5		0
9	わかかさ作業所むらき	村木 11-16	22-1833			○	○		0.5~3.0		0
10	住吉保育園	住吉 251	23-9172								0
11	新川老人保健施設	住吉 236	24-3080								0
12	新川病院	住吉 236	24-3800								0
13	住吉デイサービスセンター	住吉 2523-2	32-5154								0
14	えがおのぼびい	吉野 476-2	32-5305								0
15	松倉保育園	金山谷 2899-2	33-8008		○				0.5~3.0		0
16	野方保育園	大海寺野 1344	23-9175								0
17	デイサービスちょうろく	石垣 388-2	23-6511							○	0
18	ショートステイ ちょうろく	石垣 388-2	23-6511							○	0
19	老人保健施設 ちょうろく	石垣 389	23-6388							○	0
20	介護療養型老人保健施設 ちょうろく	石垣 389	23-6366							○	0
21	グループホーム ちょうろく	石垣 389	23-6399							○	0
22	つばめ児童センター	新金屋 1-12-50	23-5133			○	○		0.5~3.0		0
23	魚津チューリップ苑	新金屋 2-6-2	22-5121			○	○		0~0.5		0
24	魚津第二保育園	新金屋 2-13-2	22-1301			○	○		0.5~3.0		0
25	魚津チューリップ苑 2号館	下村木町 3396	22-0012			○	○		0.5~3.0		0
26	パティオしらゆり	本江 1090	25-0333								0
27	ほんごうこども園	本江 1390-3	24-4600			○	○		0.5~3.0		0
28	本江デイサービス ちょうろく	本江 1616	23-6523			○	○		0.5~3.0		0
29	住宅型有料老人ホーム ちょうろくハウス	本江 1616	23-6522			○	○		0.5~3.0		0

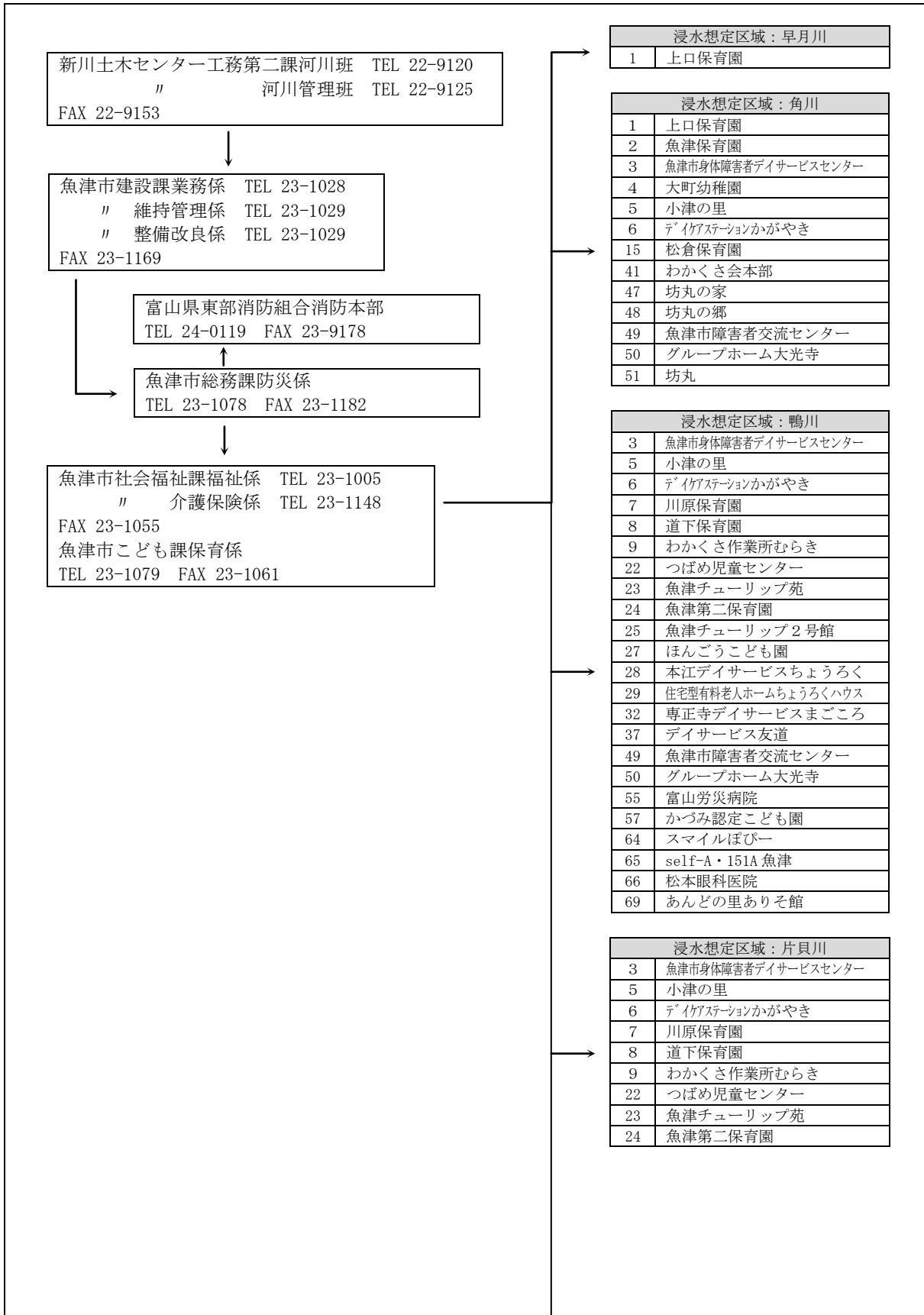
No.	施設名称	所在地	電話番号	危険要因					洪水想定 浸水深 (m)	土砂災害 危険箇所等	津波想定 浸水深 (呉羽山 断層帯: 海岸保全 施設なし) (m)
				河川名							
				早月 川	角 川	鴨 川	片 貝 川	布 施 川			
30	病児・病後児保育室 「キッズベアー」	本江 3354	24-7793							0	
31	ガーデンヒルズ本江	本江 3354	24-7783							0	
32	専正寺デイサービス まごころ	本江新町 9-8	23-5980			○	○		0~0.5	0	
33	つくし学園	友道 373-2	24-3240							0	
34	魚津ハウス	友道 780	22-8866							0	
35	魚津老人保健施設	友道 789	24-7691							0	
36	魚津病院	友道 789	24-7671							0	
37	デイサービス友道	友道 1469	22-1081			○	○		0~0.5	0	
38	魚津緑ヶ丘病院	大光寺 287	22-1567							0	
39	グループホームみどり	大光寺 287	23-0256							0	
40	新川ハイツ	大光寺 321	24-9595							0	
41	わかくさ会本部	大光寺 1010-14	55-4126		○				0.5~3.0	0	
42	わかくさ作業所	大光寺 450	22-5469							0	
43	新川ヴィーラ デイサービスセンター	大光寺 450	22-2879							0	
44	新川ヴィーラショートステイ	大光寺 450	24-6870							0	
45	特別養護老人ホーム 新川ヴィーラ	大光寺 450	24-6126							0	
46	魚津市西部 デイサービスセンター	大光寺 467-1	32-5566							0	
47	坊丸の家	大光寺 1229	24-3335		○		○		0.5~3.0	0	
48	坊丸の郷	大光寺 1234	23-5333		○		○		3.0~5.0	0	
49	魚津市障害者 交流センター	大光寺 1235	23-5260		○	○	○		3.0~5.0	0	
50	グループホーム大光寺	大光寺 1242-1	22-1313		○	○	○		3.0~5.0	0	
51	坊丸	大光寺 1251	24-8330		○				3.0~5.0	0	
52	片貝保育園	島尻 818	32-9005				○		3.0~5.0	0	
53	片貝デイサービスセンター	島尻 850-1	32-7711				○		0~0.5	0	
54	地域密着型特別養護老人 ホーム片貝ヴィーラ	島尻 1520	32-7700				○		0~0.5	0	
55	富山労災病院	六郎丸 992	22-1280			○	○		3.0~5.0	0	
56	ひばり児童センター	六郎丸 1250-1	23-0500				○		0.5~3.0	0	
57	かづみ認定こども園	吉島 132	22-6351			○	○		0~0.5	0	
58	ぬくもりハウス2号館	吉島 200-1	24-6600				○		0~0.5	0	
59	ぬくもりハウス3号館	吉島 200-1	24-6600				○		0~0.5	0	
60	魚津病院 吉島デイサービス	吉島 200-3	24-6630							0	
61	こみゆにていはうす愛夢	吉島 553-1	24-2459				○		0.5~3.0	0	
62	吉島保育園	吉島 729	22-0802				○		0~0.5	0	

No.	施設名称	所在地	電話番号	危険要因							
				河川名					洪水想定 浸水深 (m)	土砂災 害危険 箇所等	津波想定 浸水深 (呉羽山 断層帯: 海岸保全 施設なし) (m)
				早月 川	角 川	鴨 川	片 貝 川	布 施 川			
63	魚津市東部 デイサービスセンター	吉島 1095-2	22-7772				○		0.5~3.0		0
64	魚津地域福祉事務所 スマイルぼびー	上村木 1-6-5	23-4035			○	○		0~0.5		0
65	self-A・151A 魚津	上村木 1-8-6	55-1511			○	○		0~0.5		0
66	松本眼科医院	釈迦堂 1-11-5	23-1200			○	○		0.5~3.0		0
67	魚津オレンジ	北鬼江 142-1	32-3364				○		0.5~3.0		0
68	すずめ児童センター	北鬼江 418-1	23-0522				○		0~0.5		0
69	デイサービス あんどの里ありそ館	北鬼江 1177	24-1680			○	○		0~0.5		0
70	障害者支援施設ひゞき	仏田 3468	22-8843								0
71	ショートステイひゞき	仏田 3468	22-8843								0
72	あんどの里 デイサービスセンター	仏田 3468	22-8808								0
73	特別養護老人ホーム あんどの里	仏田 3468	22-8808								0
74	青島保育園	青島 195-9	23-9171				○		0.5~3.0		0
75	NPO こっころ	寿町 12-28	32-5723				○		3.0~5.0		0.5~1.0
76	経田 デイサービスセンター	東町 12-1	24-8472				○		3.0~5.0		0
77	しんきろうハウス	東町 12-1	24-8866				○		3.0~5.0		0
78	かもめ児童センター	浜経田 1096	23-1777				○		0.5~3.0		0
79	経田保育園	経田西町 1-32	23-9170				○		0~0.5		0
80	小規模多機能型居宅介護 事業所「経田ちょうろく」	経田西町 10-90	32-5143				○		0.5~3.0		0
81	デイサービスむすびの里	天王 15	32-3637				○		0.5~3.0		0
82	ワークサポートあゆみ	立石 161	24-4143				○		0~0.5		0
83	ショートステイりんごの家	立石 205-2	23-0009								0
84	魚津神経サナトリウム	江口 1784-1	22-3486				○		0.5~3.0		0
85	ひかり荘	東尾崎 1076-1	31-7646								0
86	深川病院	東尾崎 3484-1	31-6200				○		0.5~3.0		0
87	深川病院 デイサービスセンター	東尾崎 3484-1	31-6200				○		0.5~3.0		0
88	天神保育園	東尾崎 5471-1	31-7585				○		0.5~3.0		0
89	グループホーム天神 金さん銀さん	天神野新 671	31-9085								0
90	西布施保育園	小川寺 138	31-9016								0
91	住宅型 有料老人ホーム北山	北山 476-1	33-9311							○	0

令和元年9月30日現在

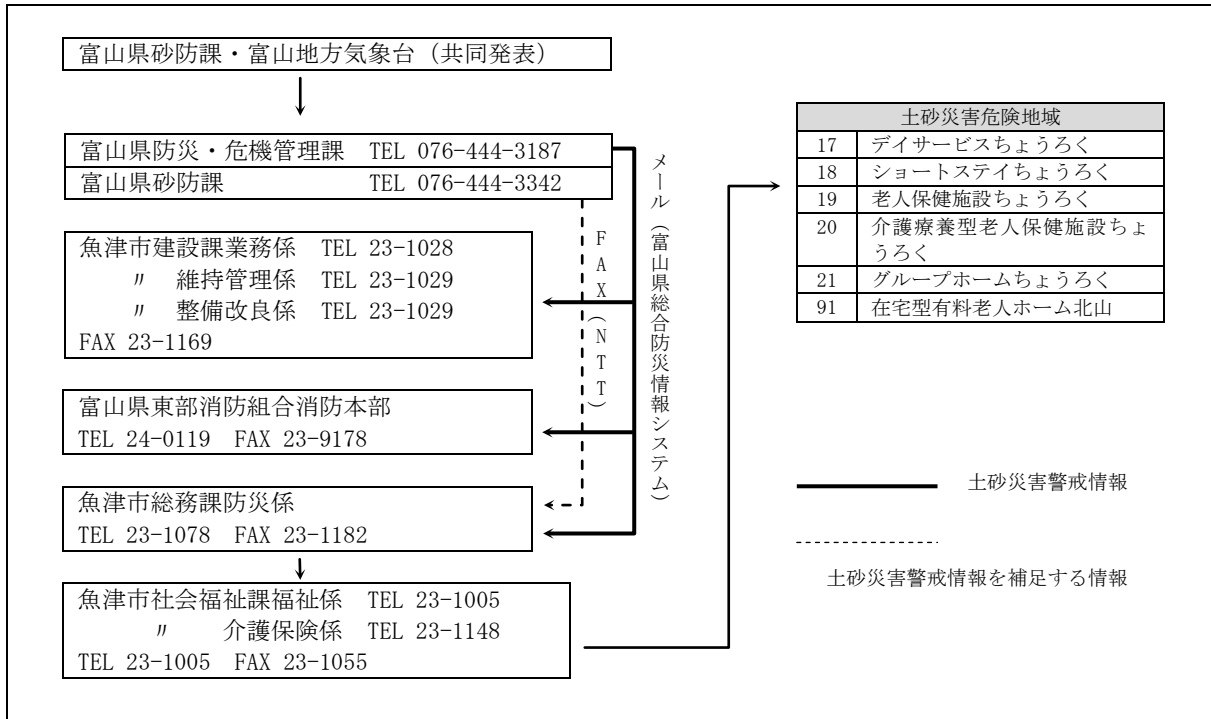
5-2 高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上配慮を要する者が利用する施設への情報伝達

■河川の水位情報（避難判断水位情報等）の伝達経路図



浸水想定区域：片貝川	
25	魚津チューリップ2号館
27	ほんごうこども園
28	本江デイサービスちょうろく
29	住宅型有料老人ホームちょうろくハウス
32	専正寺デイサービスまごころ
37	デイサービス友道
47	坊丸の家
48	坊丸の里
49	魚津市障害者交流センター
50	グループホーム大光寺
52	片貝保育園
53	片貝デイサービスセンター
54	片貝ヴィーラ
55	富山労災病院
56	ひばり児童センター
57	かづみ認定こども園
58	ぬくもりハウス2号館
59	ぬくもりハウス3号館
61	こみゆにていはうす愛夢
62	吉島保育園
63	魚津市東部デイサービスセンター
64	スマイルぼびー
65	self-A・151A 魚津
66	松本眼科医院
67	魚津オレンジ
68	すずめ児童センター
69	あんどの里ありそ館
74	青島保育園
75	NPOこっころ
76	経田デイサービスセンター
77	しんきろうハウス
78	かもめ児童センター
79	経田保育園
80	経田ちょうろく
81	デイサービスむすびの里
82	ワークサポートあゆみ
84	魚津神経サナトリウム
88	天神保育園
浸水想定区域：布施川	
86	深川病院
87	深川病院デイサービスセンター

■土砂災害情報（土砂災害警戒情報等）の伝達経路図



9 各種災害の避難指示等に関する資料

9-1 水防警報の発令

知事は、国土交通大臣が指定した河川・海岸について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川・海岸について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に關係ある機関に通知するものとする。

1 水防警報の種類、内容及び発令基準（県）

準備	出動	状況	解除
雨量、水位、その他の河川状況により必要と認められるとき、又は水防団待機水位に達し、はん濫注意水位を越えるおそれがあるとき。	はん濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。	出動後の状況に変化を認めたとき。	水位がはん濫注意水位を下回り、かつ、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。または準備体制に入った後、出動体制に入らないまま水位が水防団待機水位を下回り、その後水位が上昇するおそれがないとき。

段階

- 第1段階 準備 水防資機材の整備点検、水門等の開閉準備、水防団幹部の出動等に対するもの。
 第2段階 出動 水防団員の出動を通知するもの。
 第3段階 状況 出動が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき、その状況を通知するもの。
 第4段階 解除 水防活動の終了を通知するもの。
 なお、これらの指示は、予想される事態の規模が小さくて全面出動を必要としないと認められるときは、準備指令までとし出動命令を発しないことがある。
 また、地震による堤防の漏水、沈下等若しくは津波又は高潮による災害が起こるおそれがある場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

2 津波に関する水防警報

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるよう配慮されたものでなければならない。

準備	出動	解除
津波警報が発表される等必要と認めるとき。	津波警報が解除される等、水防活動が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

段階

- 準備 水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの
 出動 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
 解除 水防活動の必要が解消した旨を通告するもの

3 水防警報を行う河川名、区域及び発令機関

河川名	区 域	発令機関
片 貝 川	魚津市前黒谷（黒谷橋）から海まで	新川土木センター
布 施 川	左岸 黒部市池尻 右岸 黒部市田稔字島田 （田稔川合流点）から片貝川合流点まで	
鴨 川	本江（県道富山滑川魚津線橋）から海まで	
角 川	左岸 魚津市鹿熊字向割 右岸 魚津市鹿熊字前田割 （市道宮城橋）から海まで	
早 月 川	左岸 滑川市蓑輪 右岸 魚津市鉢 （豊隆橋）から海まで	

9-2 避難判断水位情報の発表

知事は、県管理河川で洪水により相当な損害を生じるおそれのある河川として自ら指定した河川（水位周知河川）について、避難判断水位を定め、所轄土木センターは、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨（避難判断水位情報）を当該河川の水位又は流量を示して、直ちに関係水防機関に通知しなければならない。

1 各河川の基準水位及び基準水位の超過回数

河川名	観測所	観測所名	はん濫危険水位	避難判断水位	はん濫注意水位	水防団待機水位	避難判断水位からはん濫危険水位までの推定猶予時間
片貝川	魚津市経田	落合橋	2.7m	2.4m	1.9m	1.8m	1時間
	水位観測開始～2018年 超過回数		0回	6回	—	—	
	魚津市東城	東城橋	2.5m	2.3m	1.5m	1.0m	1時間
		水位観測開始～2018年 超過回数		0回	1回	—	—
布施川	黒部市荒町	荒町	2.8m	2.3m	1.5m	0.8m	55分
	水位観測開始～2018年 超過回数		0回	3回	—	—	
	黒部市田稔	田稔	1.8m	1.3m	1.0m	0.7m	1時間
		水位観測開始～2018年 超過回数		0回	0回	—	—
鴨川	魚津市並木町	鴨川	1.2m	1.0m	1.0m	0.7m	1時間
	水位観測開始～2018年 超過回数		1回	6回	—	—	
角川	魚津市住吉	住吉	2.1m	1.8m	1.4m	1.1m	1時間
	水位観測開始～2018年 超過回数		0回	7回	—	—	
早月川	滑川市栗山	月形橋	4.9m	3.9m	2.5m	1.9m	1時間
	水位観測開始～2018年 超過回数		0回	0回	—	—	

R1.8.1 富山県河川課

2 流量観測所

水系別	河川名	観測位置	管 理
片貝川水系	片 貝 川	片貝第二発電所	北 陸 電 力
〃	布 施 川	布施川ダム	富 山 県
角川水系	角 川	角 川 ダ ム	〃

◆ 関連計画

【計画・報告資料等】

平成 8 年度	魚津市防災アセスメント調査業務に係る報告資料
平成 19 年度	魚津市洪水ハザードマップ作成業務に係る報告資料
平成 21 年度	魚津市耐震改修促進計画
平成 21 年度	魚津市災害時要援護者避難支援プラン
平成 24 年度 平成 29 年度 (改訂)	魚津市津波避難基本計画
平成 25 年度	魚津市避難所運営マニュアル作成指針
平成 26 年度	魚津市水道事業危機管理マニュアル
平成 26 年度	魚津市災害廃棄物処理計画
平成 30 年度	魚津市防災タイムライン
	魚津市水防計画 (毎年改訂)

【ハザードマップ】

平成 17 年度	魚津市防災ガイド
平成 19 年度 令和 元年度 (見直し)	魚津市洪水ハザードマップ
平成 21 年度 平成 29 年度 (見直し)	魚津市土砂災害ハザードマップ
平成 21 年度	魚津市地震防災マップ
平成 24 年度 平成 29 年度 (見直し)	魚津市津波ハザードマップ

魚津市地域防災計画

発 行 平成 2 1 年 3 月
最 終 改 定 令和 元年 9 月

発行人 魚津市防災会議
住所 魚津市釈迦堂一丁目 10 番 1 号
(事務局 魚津市企画総務部総務課)